

横手市公告第 20 号

市有財産の売払いについて次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年7月30日

横手市長 高 橋

大



1 入札に付する物件の所在地、面積等

物件番号	土地の所在	地目	地積 (㎡)
R8-1	横手市上境字谷地中 11番3	雑種地	10,968㎡
	横手市上境字谷地中 21番4	宅 地	2,233.18㎡

(解体撤去が条件となる建物及び工作物等)

名称	棟	構造	延べ床面積 (㎡)	建築年
境町中間書庫	旧渡り廊下	鉄筋コンクリート造 雑屋建	86.00	昭和54年
	旧体育館	鉄骨造事務所建	512.00	昭和54年
消防ポンプ小屋	消防団倉庫	木造倉庫建 (ホース乾燥柱含む)	23.13	昭和58年

予定価格	－7,121,000円
------	-------------

※予定価格は、あらかじめ横手市が定めた最低売却価格をいう。

※本入札は、建物解体条件を付した一般競争入札とする。

2 建物等の解体撤去

(1) 解体撤去が条件となる建物及び工作物等（以下「建物等」という。）を本契約の日から令和9年11月30日までの間に落札者の責任において、解体撤去を行うものとします。これに要する一切の費用は落札者の負担とします。

(2) 建物等の範囲は、地表以上に存在する建物等及びその他埋設物とします。

【建物等の解体撤去の条件】

- ・建物等を解体撤去（アスベスト除去含む）すること。
- ・解体撤去後の仕上げについては整地まで行うものとし、アスファルト舗装等は撤去すること。
- ・敷地内及び建物内に残存する備品等の撤去費用は落札者の負担とし、横断歩道標識や交通安全看板、卒業記念碑の撤去は関係者と協議の上撤去することとしますが、防火水槽と電柱については残置するものとし、撤去対象外とします。

(3) 土地売買契約の場合は土地所有権移転登記の日から、土地譲渡仮契約の場合は本契約の締結日（議決日）から、それぞれ解体撤去完了の日までの間、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等の管理を行うものとします。

(4) 落札者は、解体撤去の工事内容・時期について、着工前に横手市に報告を行ってください。

また、解体撤去が完了したときは横手市に完了報告書（様式任意）を提出し、両者が現場立会の上、解体撤去の完了確認を行います。

(5) 建物等の解体撤去に際しては、近隣住民等の生活環境に著しく影響・迷惑とならないよう防音シートの設置等による振動・騒音対策、散水によ

る粉塵対策、アスベスト除去に伴う防塵・排水処理等を遵守のうえ特段の対策で行うものとします。

- (6) 解体撤去にあたっては、児童等の通学路や車両の妨げにならないように対策し、安全確保を行うものとします。
- (7) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとします。
- (8) 落札者は、建物等の解体撤去及び跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理するものとします。
- (9) 解体の方法及び解体に伴う処分に関しては、大気汚染防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法その他関係法令を遵守のうえ適正な方法により解体作業を行うものとします。

3 用途制限

- (1) 落札者は、物件を利用するに当たって、土地売買契約締結の日又は土地譲渡契約締結の日から10年間は、次の用途に供してはなりません。
 - ア. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）の用途

ウ. 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途

エ. その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途

- (2) 落札者は、物件の所有権を第三者に移転する場合は、(1)の義務を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して当該義務を履行させなければなりません。
- (3) 落札者は、(2)の第三者に対し、当該第三者が物件の所有権を移転する場合においても、(1)の義務を当該転得者に継承することを書面により義務付けなければなりません。
- (4) 落札者は、物件について第三者に対して地上権、質権、使用貸借権による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をする場合において、当該第三者に対して(1)の義務を履行させなければなりません。

4 所有権移転等の制限

落札者は、建物等の解体撤去が確認されるまでは、物件の所有権を移転すること、及び物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することができません。

5 入札参加者の資格

入札には、個人・法人を問わず参加できます。

ただし、次のいずれかに該当する者は、当該入札に参加することができません。

- (1) 未成年
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 税の滞納がある者
- (5) 横手市建設工事等入札参加者指名停止基準に基づく指名停止または指名差し控えの措置を受けている者
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産の事務に従事する職員
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると認められる者
- (8) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者
- (9) 横手市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員に該当すると認められる者
- (10) 日本語を理解できず、日常会話に支障がある者
- (11) 本公売にあたり、市有地条件付一般競争入札実施要領の定めに異議がある者
- (12) その他、横手市が契約の相手方として不適当と判断した者

6 入札実施要領等

横手市ホームページからダウンロードすることができる。

7 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、次に示す期間内に横手市財務部財産経営課に

市有地条件付一般競争入札実施要領に示す入札参加申込書類を提出すること。

令和8年8月17日（月）から令和8年9月7日（月）まで（土、日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時まで除く。）

8 入札保証金

横手市契約規則第11条第3項により金2,195,000円を納付すること。

9 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有すると確認された者が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、5（1）から（12）までのいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。
また、提出された申込書及び添付書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときにおいても、当該入札に参加することができない。

10 入札

本入札は郵便型入札であり、入札は郵送のみ受け付ける。

（1）入札期間

令和8年9月7日（月）から令和8年9月17日（木）まで（必着）

（2）入札方法

郵便型入札とし、郵送方法は一般書留又は簡易書留とする。

（3）送付先

〒013—8601

秋田県横手市中央町8番2号 横手市財務部財産経営課宛て

1.1 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札資格の確認について虚偽の申請を行った者並びに市有地条件付一般競争入札実施要領に示す無効な入札に該当する入札は無効とする。

1.2 落札者の決定

開札後、予定価格以上で入札をした者のうち、最高価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

1.3 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月18日（金）午後2時から
- (2) 場所 横手市役所本庁舎5階第六委員会室

1.4 契約保証金

横手市契約規則第50条第3項により金4,390,000円を納付すること。

1.5 契約の締結

契約の締結は、令和8年10月6日（火）までに行うものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約にあつては、令和8年10月6日（火）

までに仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約に移行する。

1 6 その他

この公告に定めるもののほか、本市有地売却に係る入札・契約手続きについては、市有地条件付一般競争入札実施要領の定めるところによる。

1 7 問合せ

横手市財務部財産経営課

電話 0182-35-2168